

● 潜在保育士就職準備金（保育）

要件 1	(①～③のいずれにも該当する方) ① 愛知県内の保育所等に保育士として2年間継続して週20時間以上勤務できる方 ② 保育士として就労するまでに愛知県福祉人材センター(保育士・保育所支援センター)に就職登録された方 ③ 今までに保育修学資金貸付の就職準備金を受けられていない方
要件 2	(①又は②に該当する方) ① 以下(②のア～カ)に掲げる施設又は事業を離職後、3ヵ月以上経過した方 ② 保育士登録から3ヵ月以上経過し、以下に掲げる施設又は事業に勤務経験のない方 ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園 イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業 ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業 オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園 カ その他、上記に準ずる施設又は事業所
貸付対象	愛知県内に所在する以下の保育所等に新たに勤務することが決定(内定)している方 ア 児童福祉法第7条に規定する保育所 イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ・ 教育時間終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設 ・ (ウ)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設 ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」 エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの キ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者
要件 3	
申請	愛知県福祉人材センターへ直接申請してください。 申請に必要な書類 ①利用計画書 ②再就職(内定・決定)証明書 ③申請書 ④誓約書 ⑤保証書(連帯保証人) ⑥連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑦振込口座申込申請書 ⑧登録証の写し ⑨業務等従事届(就職後) ⑩借用証書(貸付決定後)
貸付金額	1回に限り40万円以内
免除要件	全 部 貸付対象の要件3に記載する事業所に保育士として2年以上週20時間以上継続して従事 一 部 1年以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額: 貸付額×従事期間(月数)÷24ヵ月) ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
返 還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったときなど
猶 予	病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、業務に従事することが猶予できます。
届 出	・ 毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・ 住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・ その他状況に応じて届出が必要となります。
根 拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸付事業実施要綱

問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市中区東区白壁1丁目50番地(愛知県社会福祉会館内)
電話 (052)212-5519 FAX (052)212-5520



愛知県社会福祉協議会
[HP](#)
 ↳ 福祉の貸付/相談のページ
 ↳ 修学資金の貸付
 ↳ 修学資金等の貸付

頑張る気持ち
応援します!

介護福祉士等に関する

資格取得や就労への支援制度のご案内

総合版



愛知県福祉人材センターでは、介護福祉士、社会福祉士、保育士の資格取得を目指す方や就職をお考えの方を対象として貸付を実施しています。

全ての貸付に 共通する事項

- 一定の要件があります。
- 連帯保証人が必要です。
- 一定期間指定業務に就労することにより全額又は一部免除されます。
- 病気などの場合にはその期間返還が猶予される制度もあります。
- 指定外の業務に従事した場合など返還していただく場合もあります。

★ 資格取得支援

※養成施設の推薦状が必要です。

支援の種類	貸付額	全額免除に必要な就労期間	申込先
介護福祉士	修学資金	2年 最大164万円 4年 最大284万円	5年間
	実務者研修受講資金	20万円以内	2年間
社会福祉士	修学資金	1年 最大100万円 (1年以上の場合もあり)	5年間
保育士	修学資金	2年 最大160万円	5年間

申込先: 在学中の介護福祉士養成施設 / 在学中の社会福祉士養成施設 / 在学中の保育士養成施設

★ 就職支援

支援の種類	貸付額	全額免除に必要な就労期間	申込先
介護福祉士	再就職準備金	40万円以内	2年間
保育士	潜在保育士就職準備金	40万円以内	2年間

申込先: 福祉人材センター

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

詳しい内容については、次ページ以降及び愛知県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

愛知県社会福祉協議会
[HP](#)
 ↳ 福祉の貸付/相談のページ
 ↳ 修学資金の貸付
 ↳ 修学資金等の貸付

★ 資格取得支援

● 介護福祉士修学資金

貸付対象	愛知県の介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士資格取得を目指す方
申請	入校された養成施設を通じて申請してください。 申請に必要な書類 ①申請書 ②誓約書 ③保証書(連帯保証人) ④連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑤振込口座申込申請書 ⑥養成施設の長の推薦状 ⑦借用証書(貸付決定後)
貸付金額	修学資金 月額5万円以内 入学準備金 20万円以内(初回貸付時) 就職準備金 20万円以内(卒業年次) 国家試験受験対策費用 4万円以内(卒業年次) 生活費加算 生活保護受給世帯等の方に愛知県社会福祉協議会が定める額
免除要件	全部 愛知県内において介護等業務(指定業務)に資格登録後5年間(従事日数900日以上)継続して従事 一部 貸付期間(在学期間)以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額:貸付額×従事期間(月数)÷60ヵ月)ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
経過措置	国家試験の不受験、不合格でも、(公財)社会福祉振興・試験センターに登録することにより卒業後5年間続けて介護等の業務に従事するか試験に合格することで、5年経過後も介護福祉士登録が継続できます。
返還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき、資格の未取得・未登録のときなど
猶予	大学等在校、病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、指定業務に従事することが猶予できます。
届出	・卒業後指定業務に従事したとき、及び毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・卒業、試験に合格したときは届出が必要です。 ・住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・その他状況に応じて届出が必要となります。
法人保証	外国人留学生の場合は法人保証の制度もあります。ただし一定の要件があります。
根拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

● 実務者研修受講資金(介護福祉士)

貸付対象	愛知県の介護福祉士実務者研修養成施設に在学し、介護福祉士資格取得を目指す方
申請	入校された養成施設を通じて申請してください。 申請に必要な書類 ①申請書 ②誓約書 ③保証書(連帯保証人) ④連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑤振込口座申込申請書 ⑥養成施設の長の推薦状 ⑦借用証書(貸付決定後)
貸付金額	在学中、1回に限り20万円以内
免除要件	全部 愛知県内において介護等業務(指定業務)に資格登録後2年間(360日以上)継続して従事 一部 1年以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額:貸付額×従事期間(月数)÷24ヵ月)ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
返還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき、又は資格を取得できなかったとき(翌々年度まで)など
猶予	病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、業務に従事することが猶予できます。
届出	・卒業後指定業務に従事したとき、及び毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・卒業、試験に合格したときは届出が必要です。 ・住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・その他状況に応じて届出が必要となります。
根拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

● 社会福祉士修学資金

貸付対象	愛知県の社会福祉士養成施設に在学し、社会福祉士資格取得を目指す方
申請	入校された養成施設を通じて申請してください。 申請に必要な書類 ①申請書 ②誓約書 ③保証書(連帯保証人) ④連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑤振込口座申込申請書 ⑥養成施設の長の推薦状 ⑦借用証書(貸付決定後)
貸付金額	修学資金 月額5万円以内 入学準備金 20万円以内(初回貸付時) 就職準備金 20万円以内(卒業年次)
免除要件	全部 愛知県内において相談援助業務(指定業務)に資格登録後5年間(900日以上)継続して従事 一部 貸付期間(在学期間)以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額:貸付額×従事期間(月数)÷60ヵ月)ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
返還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき、又は資格を取得できなかったとき(翌々年度まで受験できます。)など
猶予	大学等在校、病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、業務に従事することが猶予できます。
届出	・卒業後指定業務に従事したとき、及び毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・卒業、試験に合格したときは届出が必要です。 ・住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・その他状況に応じて届出が必要となります。
根拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱



● 保育士修学資金

貸付対象	愛知県の保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す方
申請	入校された養成施設を通じて申請してください。 申請に必要な書類 ①申請書 ②誓約書 ③保証書(連帯保証人) ④連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑤振込口座申込申請書 ⑥養成施設の長の推薦状 ⑦借用証書(貸付決定後)
貸付金額	修学資金 月額5万円以内(2年間のみ) 入学準備金 20万円以内(初回貸付時) 就職準備金 20万円以内(卒業年次)
免除要件	全部 愛知県内において保育士業務(指定業務)に資格登録後5年間(900日以上)継続して従事 一部 貸付期間(在学期間)以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額:貸付額×従事期間(月数)÷60ヵ月)ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
返還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき、資格の未取得のときなど
猶予	大学等在校、病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、業務に従事することが猶予できます。
届出	・卒業後指定業務に従事したとき、及び毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・卒業、試験に合格したときは届出が必要です。 ・住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・その他状況に応じて届出が必要となります。
根拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱



★ 就職支援



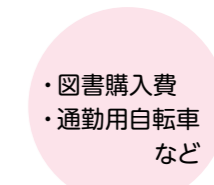
パソコン購入費



仕事用の被服費



転居費用



・図書購入費
・通勤用自転車
など

● 再就職準備金(介護)

貸付対象	①介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は訪問事業若しくは通所事業を実施する事業所に、介護職員等としての実務経験を1年以上有する方 ②下記のいずれかに該当する方 ・介護福祉士 ・実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方 ・訪問介護員(ホームヘルパー)1級又は2級の課程を修了した方 ③愛知県内に所在する①と同要件の事業所に介護職員等として就労した方、又は就労を予定している方 ④直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに愛知県福祉人材センター等に求職登録等を行った方 ※介護職員等とは、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する業務に従事した方を指します。 ※①に記す事業所については、厚生労働省(WAMNET)又は愛知県のホームページに掲載されています。
申請	愛知県福祉人材センターへ直接申請してください。 申請に必要な書類 ①利用計画書 ②再就職(内定・決定)証明書 ③申請書 ④指定業務等従事期間証明書 ⑤誓約書 ⑥保証書(連帯保証人) ⑦連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑧振込口座申込申請書 ⑨資格登録証又は修了証の写し ⑩指定業務等従事届(就職後) ⑪借用証書(貸付決定後)
貸付金額	1回に限り40万円以内
免除要件	全部 貸付対象①に記載する事業所に介護職員等として2年間(360日以上)継続して従事 一部 1年以上継続して指定業務に従事(従事した期間に応じて免除 免除額:貸付額×従事期間(月数)÷24ヵ月)ただし、本人の責に帰すべき理由により免職された場合などは適用されない場合もあります。
返還	愛知県内で指定業務に従事しなくなったときなど
猶予	病気、親の介護、子どもの病気などの場合、その間、業務に従事することが猶予できます。
届出	・毎年4月1日の状況を4月15日までに指定業務従事届の提出が必要です。 ・住所など申請内容が変更したときは届出が必要です。 ・その他状況に応じて届出が必要となります。
根拠	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱